

「東北地理学会研究奨励賞（長谷川賞）」 表彰規定

第1条 「東北地理学会研究奨励賞（長谷川賞）」は、2007年10月20日に長谷川典夫先生喜寿記念事業実行委員会より、若手地理学研究者の育成を目的として東北地理学会へ託された寄付金をもとに創設した賞である。

第2条 受賞対象者は、本学会会員、または本学会会員を含む団体とする。

2) 受賞対象者は、年齢35歳以下もしくは入会后5年以内で、地理学研究において顕著な成果を挙げた者とする。

第3条 受賞対象者の選考は、「東北地理学会研究奨励賞（長谷川賞）授与選考委員会」（以下選考委員会）がこれにあたる。

2) 選考委員会は、会長、幹事会から推薦された幹事2名、編集委員会から推薦された編集委員2名の計5名で組織する。

3) 選考委員会は、会長、幹事、編集委員が決定された後、速やかに組織する。

4) 選考委員会の委員長は、委員の互選によって選ぶ。

5) 選考委員会は、選考理由書を作成する。

第4条 受賞対象者は、選考理由書に基づき、評議会の議を経て決定する。

2) 選考委員会委員長は、選考結果を総会において報告する。

3) 表彰は、総会において会長が行う。

4) 受賞対象者には、賞状のほか副賞を授与する。副賞の内容は幹事会で定める。

第5条 会員は、表彰に値すると思われる業績を、選考委員会に推薦することができる。

第6条 選考対象とする業績は、原則として東北地理学会が発行する機関誌に掲載された、論文、研究ノート、短報とする。

2) 本学会機関誌以外において顕著な業績が認められるときには、これらを選考の対象とすることができる。

附則

1. この規定は、2008年2月15日から実施する。